平成２７年（フ）第２９３号
静岡県駿東郡清水町八幡57番地
破産者　杉浦　裕子
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
兵庫県南あわじ市津井1607番地３
破産者　川尻製瓦所こと　川尻　守也
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第６号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地416、住民票上の住所徳島県那賀郡那賀町朴野字下原14番地１
破産者　岩崎　治彦
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第１９号
宮崎県串間市大字西方4493番地１
破産者　河野　加列
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第５１号
青森県五所川原市大字太刀打字常盤82番地22、旧住所東京都荒川区東日暮里６丁目28番３号ウィステリアⅥ202
破産者　侘茶こと　小野　瑞季
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前48番地２、前住所青森県五所川原市字一ツ谷523番地４
破産者　磯野　金雅
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
青森県五所川原市金木町芦野200番地234　サンハウス虹の街、旧住所青森県五所川原市相内192番地64
破産者　米谷　定昭
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
青森県弘前市大字春日町29番地１　レフィナードコート105号、旧住所青森県弘前市大字富田町29番地４
破産者　藤田　尚義
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１０８号
青森県三戸郡三戸町大字八日町40番地
破産者　松尾　和子
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３７３号
宮城県富谷市富ケ丘２丁目10番15号、従前の住所宮城県富谷市富ケ丘２丁目12番10号
破産者　堀　　和孝
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３９７号
仙台市泉区上谷刈字向原７番地の54　アネックスエリナ102
破産者　古舘　　勉
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７０９号
仙台市太白区郡山２丁目12番17号
破産者　佐藤　　元
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
茨城県土浦市永国849番地　シャーメゾンあいＢ号棟102号、前住所茨城県土浦市藤沢1874番地３
破産者　鈴木　昌代
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６３号
茨城県つくばみらい市小絹412番地12　Ｕハイツ202、前住所茨城県つくばみらい市豊体924番地
破産者　渡瀬　秀夫
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６４号
茨城県つくばみらい市小絹412番地12　Ｕハイツ202、前住所茨城県つくばみらい市豊体924番地
破産者　渡瀬　政子
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６５号
茨城県つくばみらい市小張4145番地８、前住所茨城県つくばみらい市豊体924番地
破産者　渡瀬　嘉男
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７５９号
さいたま市岩槻区南平野５丁目７番地１
破産者　宍戸　紀子
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６５号
埼玉県川口市戸塚東３丁目40番33－305ラ・プランヴェール、住民票上の住所埼玉県川口市戸塚東３丁目40番33－305号　メゾンド陣屋
破産者　荒山　武夫
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係